

22公営審第1号
平成23年1月19日

大垣市長 小 川 敏 様

大垣市公営企業等審議会
会長 池 永 輝 之

平成22年12月22日に貴職から諮問を受けた、大垣市公共下水道事業
(墨俣処理区) 受益者負担金(案)につきまして、別紙のとおり答申いたし
ます。

答 申 書

このたび、大垣市長から大垣市公共下水道事業（墨俣処理区）受益者負担金（案）について諮問があり、慎重な審議を重ねた結果、次のとおり結論に達したので答申する。

大垣市公共下水道事業（墨俣処理区）受益者負担金（案）について

下水道は、快適な生活環境の確保や公共用水域の水質保全の観点から、市民の関心と期待が求められている。大垣地域の公共下水道事業については、昭和30年3月に事業認可を得て、市街化区域を対象に分流式を採用し着手した。昭和36年5月には大垣市浄化センターで簡易処理を開始し、順次下水道整備を進め、平成21年度末で市街化区域がおおむね完了した。

大垣市全体では整備面積3,470ha、人口普及率は81.0%となり、平成22年度からは市街化調整区域の下水道整備を進めている。

また、墨俣地域においては、浄化センターの建設及び幹線管渠工事に着手し、平成24年度末供用開始を目指している。

墨俣処理区の受益者負担金の算定にあたっては、総務省の通知では総事業費の5%程度が適当と示されているものの、大垣市公共下水道事業として位置づけ整備することから、大垣地域の市街化区域の負担率と同様による算定は理解できるところであり、1平方メートル当たり220円は妥当である。

また、下水道使用料についても、大垣地域の使用料と同額は、妥当であるという判断に至った。

なお、受益者負担金及び下水道使用料の制定に当たっては、関係住民に対し、十分なる理解と協力が得られるよう万全の措置を講じられたい。

今後、墨俣地域の下水道整備が早期に完了し、快適な生活環境の確保や、公共用水域の水質保全に寄与することを望むものである。